

# 大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。[令和3年4月から順次施行]

石綿(アスベスト)は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

**大気汚染防止法では、建築物又は工作物の解体・改造・補修工事に伴う石綿の飛散を防止するため、**  
・受注者は解体等工事の前に、石綿含有建材(特定建築材料)の有無の調査【事前調査】を実施すること  
・特定建築材料が使用されている場合は、解体等工事の発注者が都道府県等に届出を行った上で、解体等工事の施工者が作業基準を遵守して除去等を実施すること 等を義務付けています。

(大気汚染防止法による解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の推移)

- ・平成8年 吹付け石綿が使用された建築物の一定規模以上の解体等工事に係る届出、作業基準の遵守等を義務付け
- ・平成18年 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材の規制対象への追加、規制対象の解体等工事の規模要件を撤廃、特定建築材料が使用されている工作物の解体工事についても届出、作業基準の遵守等を義務付け
- ・平成25年 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を受注者から発注者に変更、解体工事前の調査の実施・調査結果の説明、報告及び検査の対象拡大等、規制を強化

→改正法の施行から5年が経過し、同法の附則に定める施行状況の検討が行われた。今後、令和10年頃をピークに、建築物の解体工事は年々増加していく見込み。

## 課題 (改正前)

### <課題1>

規制対象となっていない**石綿含有成形板等(レベル3)**の不適切な除去により**石綿が飛散**

**規制対象建材の拡大**

### 【工事の流れ】

#### 事前調査

- ・石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・調査結果を発注者に説明

### <課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の**見落とし**  
(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

**事前調査の信頼性の確保**

レベル1・2あり

レベル1・2なし

#### 届出

- ・作業内容を都道府県等に届出

#### 解体等工事

#### 石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

- ・作業基準の遵守義務
- 作業基準適合命令等
- 命令違反への罰則



隔離措置の様子

### <課題3>

▼短期間の工事の場合、**命令を行う前に工事が終わってしまう**

**罰則の強化・対象拡大**

### <課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の**取り残し**

**作業記録の作成・保存**



吹付け石綿の除去作業の様子

# 大気汚染防止法の改正の概要

## 改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化されました。

＜石綿含有建材の種類＞  
吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、  
耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



### 規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象が拡大※1されました。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準が設けられました。



### 罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されるようになりました。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されるようになりました。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大されました。



### 事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化されました。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者※2」による 事前調査の実施を義務付けます。(施行:令和5年10月～)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等※3が事前調査結果を都道府県等※4へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月～)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存※5することを義務付けられました。



### 作業記録の作成・保存

- ✓ 必要な知識を有する者※6による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ✓ 作業記録の作成・保存※7が義務付けられました。
- ✓ 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。

※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

※3 元請事業者または自主施工者

※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。

※5 解体等工事終了後3年間保存

※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者

※7 解体等工事終了後3年間保存